



- 海外移民ニ對スル方針如何
- 農商務統計ノ件
- 施設如何
- 清國新開市場日本居留地ノ利用ヲ全ツスルニ付必要ナル
- 第五回内國勸業博覽會ノ件
- 土地整理法制定ノ件
- 地方工業試驗所費國庫補助法制定ノ件
- 中央工業試驗所設置ノ件
- 工場法制定ノ件
- 農商工業ニ關シ新條約實施準備ノ件
- 害ノ件
- 本邦貨幣制度ノ變革ニ因リ對外國貿易上ニ及ホシタル利
- 外資輸入ノ要否及其方法如何
- 農商工高等會議諮問事項

998



大正十一年
十一月
十日
贈

1884



一 外資輸入ノ要否並其ノ方法如何

本邦商工業ヲ振作スルニ低利ナル資本ヲ外國ヨリ輸入スルヲ以テ目下ノ急務ト爲スノ說アリ其ノ方法トシテ或ハ政府ニ於テ公債ヲ外國ニ募リ之ヲ民間ニ放下スルヲ可トスル者アリ或ハ政府保障ノ下ニ成立スル所ノ銀行ニ因テ外國資本ヲ誘入セムトスル者アリ其ノ他外資輸入ノ方法トシテ世ノ論議ニ上ルモノ一ニシテ足ラス然ルニ又一方ノ論者ハ敢テ外資輸入ヲ不可トスルニ非スト雖這般人工的ノ施爲ニ因リ之ヲ誘入スルコトヲ以テ却テ經濟ヲ紊亂スルノ虞アルモノト爲シ經濟上自然ノ趨勢ニ任スルヲ可トスル者アリ其ノ他議論甚々區々ニ亘リ歸スル所ヲ知り難シ蓋本問題ハ本邦ノ經濟界ニ最モ重大ノ關係ヲ有スルモノニシテ其ノ利害得失ハ最モ深重ノ講究ヲ要ス今之ヲ本邦經濟ノ現狀ニ鑑ミ果シテ其ノ必要アリヤ否ヤ若必要アリトモハ如何ナル方法ニ依ルヲ以テ最モ適當ト爲ス哉ニ

付慎密ノ討議ヲ經テ其ノ利害得失ヲ明ニセムコトヲ望ム

二

一 本邦貨幣制度ノ變革ニ因リ對外國貿易上ニ及ホシタル利害ノ件

本邦曩ニ金貨本位ノ制度ヲ採リタルヨリ爾來年餘其間一面金貨國ニ對スル輸出入ニ於テ又一面銀貨國ニ對スル貿易ニ於テ如何ナル影響ヲ蒙リタルカ現ニ清國ニ對スル各種貿易ノ不振ナルカ如キ幣制改革ノ餘響與テ力アルハ畧明ナリト雖之ト同時ニ他ノ事情モ亦併セ來ルヲ以テ單純ニ幣制ノ影響ヲ知ルコト能ハス又金貨國ヨリスル輸入ニ於テハ理論上本邦ニ大ナル利益ヲ與ヘタルコト疑ナシト雖實際果シテ如何ノ影響ヲ生シタルカ明ニ之ヲ認識スルコト甚々難シ蓋シ實際此等商業ノ衝ニ當ル所ノ人士ヲ待テ始メテ其實跡ヲ知ルヘキナリ依テ茲ニ之ヲ諮詢シ併テ之ヨリ生スル損失ハ之ヲ防キ其利益ハ充分ニ之ヲ取ムルノ方法ヲ講センコトヲ望ム

一

一 農商工業ニ關シ新條約實施準備ノ件

改正條約實施ノ期ハ期年ノ間ニ迫レリ之ト共ニ外國人ハ新ニ内地企業ノ權利ヲ獲得シ其ノ他私法上ニ於テ本邦人ト同様ノ權利ヲ有スルコトナルナリ之ニ伴フ所ノ各種ノ問題ハ今日ニ於テ大ニ之ヲ講究スルノ必要アリ例ヘハ内地ノ各種事業中北海道ニ於ケル農業、水産業、林業ノ如キハ之ヲ外國人ニ禁止スルノ必要アリヤ否ヤ鐵道其ノ他國家ノ休戚ニ特別ノ關係ヲ有スル企業ニ付テハ外國人ノ權利ヲ制限スルノ必要アリヤ否ヤ、又其ノ程度ハ如何、内地ノ事業中大ニ外國人ノ侵略ヲ蒙ルヘキモノアリヤ、又之ニ對スル策如何、内外商人間ノ紛議ニ關シ適當ニシテ且敏活ナル裁判ヲ與フル爲ニ商事裁判所又ハ商事仲裁所等ノ機關ヲ設クルノ必要ナキヤ、商業會議所ニ外國人ヲ容ル、ノ利害如何等ノ問題ハ皆最モ重大ナル關係ヲ本邦ノ經濟ニ及ホスヘキモノナリ依テ茲ニ其ノ利害得失ヲ講シ茲ニ此等事

項ノ外尙講究ヲ要スル點ヲ指摘シ且之ニ對スル意見ヲ吐露セ
ムコトヲ望ム

二

一 工場法制定ノ件

現今本邦工業ノ勃興ト共ニ工場各地ニ起リ從來ノ家内工業ハ
漸ク變移シテ工場工業タラムトス而シテ此等工場工業ハ其ノ
効果ノ顯著ナルト同時ニ其ノ設備完全ヲ缺クトキハ之ニ由テ
往々人命ヲ危フシ比隣公衆ニ重大ノ傷害ヲ與フルコトアリ之
ニ對シテ政府ノ監督ヲ要スルコト甚多シ從來各地方廳ニ於テ
既ニ此ノ事ニ關スル取締ヲ爲スモノ尠カラスト雖其ノ方法統
一ヲ缺キ其ノ監督ノ設備完全ナル能ハサルモノアリ然ルニ此
ノ事タル工業者竝一般公衆ニ最重大ナル利害ヲ及ホシ深ク其
ノ權利ニ關係スルヲ以テ其ノ監督ノ方法ニ付テハ之ヲ地方廳
ニ一任セス豫メ法律ヲ以テ其ノ標準ヲ定ムルヲ必要トス加旃
此等工場ニ於ケル工業主職工間ノ關係ヲ視ルニ親睦協和恰モ
家族師弟タルカ如キ情誼漸ク去テ階級的差等間隙稍其ノ跡ヲ
現サムトセリ是レ實ニ工場工業ニ伴フ所ノ必然ノ結果ニシテ

一

之ヲ各國ノ歴史ニ徵スルニ皆然ラサルハナシ今ヤ情誼ノ關係
既ニ衰退シテ之ニ代ルヘキ法律上ノ關係確立セサルヲ以テ雇
者被雇者ノ規律頗ル紊亂シ雇者ハ被雇者ノ轉々移動スルニ苦
ミ被雇者ハ亦往々ニシテ雇者ノ壓抑ニ屈從スルノ悲境ニ沈淪
スル者アリ誘拐爭奪ノ弊既ニ起リ教唆強要ノ風漸ク行ハレン
トス此ノ時ニ當リ之ヲ一般ノ趨勢ニ鑑ミ之ヲ本邦ノ實情ニ照
シ大体ノ法規ヲ設ケテ二者ノ關係ヲ律シ一面以テ工業者ノ爲
ニ其ノ事業經營ノ確實整正ヲ圖リ一面以テ勞力ノ強健風儀ノ
保持ヲ企ツルモノ是レ我工業ヲシテ健全ナル發達ヲ遂ケシム
ルニ最必要ノ事業トス是レ本法ノ制定ヲ要スル所以ナリ然レ
トモ本問題ノ關係スル所極メテ廣且大ニシテ殊ニ工業者及勞
働者ノ利害ニ直接大關係ヲ及ホスヲ以テ假令外國ノ事歴ニ徵
シ自然ノ趨勢ノ能ク前知シ得ヘキモノアルモ猶ホ法令ヲ以テ
一朝急激ノ變化ヲ加フルハ國家經濟上大ニ考慮スヘキ所ナル
ヲ以テ本法ハ暫ク大体ヲ規定シ單ニ大綱ヲ示シテ弊害ノ最甚

シキモノヲ豫防スルニ止メ而シテ工場監督官吏ヲシテ本法ノ
實施ヲ監視セシムルノ傍ラ常時工場ノ状態ヲ調査セシメ其結
果ニ基キテ詳ニ利害得失ヲ衡量シ將來工場工業ノ進歩ニ應シ
テ能ク其ノ規律ヲ正シ雇者被雇者ノ調和ヲ計ラムコトヲ期ス
因テ其法案ヲ添ヘテ之ヲ諮問ス

工場法案

第一章 總則

第一條 此ノ法律ハ特定メタル場合ヲ除クノ外五十名以上ノ職工徒弟ヲ使役スル工場ニ適用ス

第二條 前條以外ノ工場ニシテ事業ノ性質危険ナルモノ健康ニ害アルモノ職工徒弟ノ保護取締上必要アルモノ其ノ他特別ノ事由アルモノハ勅令ヲ以テ此ノ法律ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第二章 工場

第三條 工場ヲ建設改築増築セムトスル者ハ當該官廳ニ願出テ認可ヲ受クヘシ既設ノ建物ヲ工場ニ使用セムトスル者亦同シ

前項ノ工場ヲ他ノ工業ニ使用シ又ハ工業ノ方法ヲ著シク變更セムトスルトキハ更ニ認可ヲ受クヘシ
認可ノ手續條件及効力ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 工場ノ工事完成シタルトキハ當該官廳ノ検査ヲ受クヘシ

検査ニ合格セサル工場ニ於テハ事業ヲ營ムコトヲ得ス

第五條 工場ニハ危険ヲ豫防シ健康ヲ保全シ風儀ヲ維持スル爲必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第六條 前條ノ設備ニ缺點ヲ生シタルトキ又ハ公益上新ナル設備ヲ要スルモノト認ムルトキハ當該官廳ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 期間ヲ定メテ相當ノ施設ヲ命スルコト

一 事業ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ命スルコト

前項第一號ノ場合ニ於テ工業主其ノ期間内ニ指定ノ施設ヲ爲サ、ルトキハ當該官廳ニ於テ之ヲ執行シ工業主ヲシテ一切ノ費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

第七條 工場ニ汽鐘ヲ裝置セムトスル者ハ當該官廳ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

前項ノ検査若ハ定期又ハ臨時ノ検査ニ合格セサル汽鐘ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第八條 社宅、寄宿舎、病室其ノ他工場ノ附屬建物ニハ本章ノ規定并之ニ關スル罰則ヲ準用ス

第三章 職工

第九條 十歳未滿ノ幼者ハ工場ニ於テ使役スルコトヲ得ス但特別ノ事由アル工業ニ付テハ命令ヲ以テ本條ノ適用ヲ停止若ハ制限スルコトヲ得

第十條 十四歳未滿ノ職工ハ一日十時間ヲ超ヘテ使役スルコトヲ得ス但特別ノ事由アルトキハ當該官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第十一條 職工ニハ少クトモ一ヶ月二日ノ休暇及一日一時間ノ休憩ヲ與フヘシ

三大節ニハ事業ヲ休止スヘシ
特別ノ事由アリテ前二項ニ依リ難キトキハ當該官廳ノ許可

ヲ受クヘシ

第十二條 工業主ハ尋常小學校ノ教科ヲ卒ラサル十四歳未満ノ職工ニ自己ノ費用ヲ以テ相當ノ教育ヲ與フルノ設備ヲ爲スヘシ

前項ノ職工ハ工業主ノ定ムル教則ニ服従スヘシ

第十三條 職工業務上負傷シタル場合ニ於テハ工業主之ヲ療養シ療養費ヲ支給スヘシ

前項ノ負傷ニ依リ休養ヲ要スルトキハ手當ヲ支給シ不具又ハ癱疾トナリタルトキハ扶助料ヲ支給スヘシ

本條第一項ノ負傷ニ依リ死亡シ又ハ業務上即死シタルトキハ埋葬料及遺族手當ヲ支給スヘシ

危害ノ原因自己若ハ第三者ノ故意又ハ天災ニ出ルモノ及危害ヲ避クル爲特ニ設ケタル禁制ニ違背シタルニ出ルモノハ本條ノ限ニ在ラス

第十四條 職工ハ左ノ場合ニ於テ直ニ契約ヲ解除スルコトヲ

得

一 工業主、業務監督者又ハ其ノ家族カ職工又ハ其ノ家族ニ對シ暴行虐待ヲ加ヘ若ハ猥褻ノ所爲アリタルトキ

一 生命ヲ危フシ又ハ健康ニ著シキ害ヲ及ホスヘキ業務ヲ工業主又ハ業務監督者ヨリ強ラレタルトキ

第十五條 工業主ハ左ノ場合ニ於テ直ニ契約ヲ解除スルコトヲ得

一 職工カ工業主、業務監督者又ハ其ノ家族ニ對シ暴行又ハ侮辱ヲ加ヘタルトキ

一 職工カ工場又ハ其ノ附屬設備ノ秩序ヲ紊スヘキ行爲ヲ爲シタルトキ

第十六條 工業主ハ職工トノ關係ヲ定ムル爲職工規則ヲ設ケ當該官廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ職工ノ社宅、寄宿舎取締ニ關スル規則亦前項ニ依ル當該官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ職工規則、社宅、寄宿舎規

則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十七條 職工規則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一 雇傭契約ニ關スル規程
- 一 休日、就業時間及休憩時間ニ關スル規程
- 一 監督組織ニ關スル規程
- 一 賞與、懲戒ニ關スル規程
- 一 賃錢ニ關スル規程
- 一 第十三條ノ給與及扶助ニ關スル規程
- 一 積立金ニ關スル規程
- 一 危害ヲ避クル爲特ニ設ケタル禁制
- 一 第十二條ノ教則

職工規則ハ工業主及職工ヲ羈束ス

第十八條 工業主ハ職工ノ異動ヲ明ニスル爲職工名簿ヲ備フヘシ

第十九條 職工ノ取締上必要ノ場合ニ於テハ命令ヲ以テ工業

及職工ノ種類ヲ定メ其ノ職工ニ職工證ヲ所持セシムルコトヲ得

前項ノ職工ニシテ職工證ヲ所持セサル者ハ該工業ニ於テ工業主之ヲ雇入ル、コトヲ得ス

第二十條 農商務大臣ハ同業組合ノ申請ニ基キ必要ト認ムルトキハ該組合員ノ使役スル職工ニ職工證ヲ所持セシムルコトヲ得

前項ノ職工ニシテ職工證ヲ所持セサルモノハ該組合員之ヲ雇入ル、コトヲ得ス

第二十一條 職工證ハ原籍地又ハ住所地ノ市町村之ヲ交附スヘシ但前條ノ場合ニ於テハ同業組合之ヲ交附スヘシ

第二十二條 職工證ハ工業主之ヲ保管シ解雇ノ際之ヲ職工ニ還附スヘシ

第二十三條 職工名簿及職工證ノ方式并記載事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 徒弟

第二十四條 工業主徒弟ヲ養成セムトスルトキハ豫メ徒弟規則ヲ設ケ當該官廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二十五條 徒弟規則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一 修業契約ニ關スル規程
- 一 休日、修業時間及休憩時間ニ關スル規程
- 一 授業ニ關スル規程
- 一 給與ニ關スル規程
- 一 疾病、負傷、死亡手當ニ關スル規程
- 一 賞與、懲戒ニ關スル規程
- 一 積立金ニ關スル規程
- 一 第十二條ノ教則

第二十六條 第九條乃至第十二條第十四條第十五條第十六條第二項第三項第十七條第二項第十八條乃至第二十三條并之

ニ關スル罰則ハ徒弟ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五章 監督

第二十七條 農商務大臣ハ婦女及十四歳未滿ノ職工、徒弟ノ就業ニシテ特ニ危険ナルカ又ハ健康若ハ風儀ニ害アリト認ムルトキハ之ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第二十八條 工場監督官ハ工場及其ノ附屬建物ニ臨檢シ職工及徒弟ニ關スル書類ヲ檢査シ并工業主若ハ其ノ代理人及被用者ニ説明ヲ求ムルコトヲ得

工場監督官又ハ工場監督官タリシ者ハ其ノ職務執行上知り得タル營業上ノ秘密ヲ守ルノ義務アルモノトス

第二十九條 此ノ法律ニ依ル行政處分ニ不服アル者ハ訴願法ニ依リ訴願スルコトヲ得

第三十條 職工規則、徒弟規則、社宅、宿舍規則、雇傭契約又ハ修業契約ニ付工業主ト職工又ハ徒弟間ニ起リタル紛議ハ工場監督官ノ裁定ヲ受クルコトヲ得

第六章 罰則

十

第三十一條 第三條第一項第二項第四條第七條第九條乃至第十一條第十六條第一項第二項第十八條第十九條第二項第二十條第二項第二十二條ニ違背シ又ハ第十六條第三項若ハ第二十七條ノ命令ニ違背シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス
第三十二條 職工名簿ニ付虚偽ノ所爲アリタル者及第二十八條ノ場合ニ於テ臨檢檢査若ハ説明ヲ拒ミ又ハ虚偽ノ所爲アリタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 他ノ工業主ト雇傭又ハ修業契約期間内ノ職工又ハ徒弟タルヲ知り其ノ工業主ノ承諾ヲクシテ之ヲ使役シタル工業主又ハ其ノ媒介ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス

職工、徒弟又ハ其ノ親族、法定代理人、保證人ヲ誘導シ其ノ工業主ニ對シ虚偽ノ所爲ヲ以テ契約ヲ解除セシメ其ノ職工又ハ徒弟ヲ使役シタル工業主又ハ其ノ媒介ヲ爲シタル者ハ二百

圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ規定ハ五十名以下ノ職工、徒弟ヲ使役スル工場ニモ之ヲ適用ス

第三十四條 虚偽ノ職工證又ハ虚偽ノ所爲ヲ以テ得タル職工證ヲ行使シ又ハ行使セシメタル者ハ二拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第二十八條第二項ニ違背シタル者ハ刑法第三百六十條ノ例ニ據リ處斷ス

第三十六條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法數罪俱發ノ例ヲ用ヰス

第三十七條 本法ニ定メタル過料ニ付テハ明治三十一年法律第十四號非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第三十八條 工業主ノ代理人、家族被用者ニシテ此ノ法律中工業主ニ關スル規定ニ違背スル行爲ヲ爲シタルトキハ工業主

ハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ本章罰則ノ適用ヲ免ル、
コトヲ得ス

第三十九條 商事會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役其ノ他ノ法人ニ在テハ理事ニ工業主ニ關スル本章ノ罰則ヲ適用ス

附則

第四十條 法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

一 中央工業試驗所設置ノ件

近代ノ工業ハ學理ヲ基礎トスルモノニシテ其ノ改良進歩ハ技術的試驗ノ成績ヲ應用スルノ結果タルニ外ナラス今ヤ本邦ノ工業漸ク刷新ノ運ニ向ヒ舊慣古法ヲ改良シテ内外ノ新需用ニ適應シ且模範ヲ外國ニ取リテ新規ノ工業ヲ興起セムトスルニ當リ或ハ輸入原料ニ就テ或ハ輸出製品ニ就テ其ノ分析試驗ヲ要スルアリ確實ナル試驗ノ成績ニ基キ改良ノ方法ヲ立ツヘキモノ一ニシテ足ラス歐米諸國ノ如キ現ニ工藝技術ノ發達セル所ニ於テモ尙試驗所ヲ設立シ専門家ヲシテ終始工業上ノ研究ニ從事セシメ其ノ成績ニ因テ大ニ事業ノ擴張ヲ來シタルノ實例尠シトセス然ルニ本邦ニ於テハ僅ニ帝國大學工業學校ニ於テ教習ノ傍些少ノ試驗ヲ舉行シ又内務省衛生試驗所ニ於テ人民ノ依頼ニ應シ醫用藥品分析ノ傍ラ水、石鹼、鑛石、油類ノ定量分析ヲ爲シ本省鑛山局地質課ニ於テ鑛石及天然人造セメント原

料ノ分析證明ヲ爲スノ外全ク技術的試験ノ機關ヲ欠ケリ況ヤ
比年勞銀ノ騰貴ヲ來シタルノ結果將來技術上ニ於テ泰西諸國
ト競争拮抗スルノ覺悟ナカルヘカラサルニ於テオヤ於是乎中
央工業試験所ヲ設立シテ各部ニ適當ナル技術官ヲ置キ必要ナ
ル機械ヲ備ヘ一方ニ於テハ廣ク官民ノ請求ニ應シテ諸般ノ試
驗檢定ヲ施シテ責任アル證明ヲ與ヘ又一方ニ於テハ自ら進テ
各種工業ノ研究ニ從事シ其ノ成績ヲ公ニシテ以テ技術上ノ指
導ヲ爲シ學理ト實際トヲシテ益々密接セシメ本邦工業ノ發達
ヲ裨補センコト刻下極メテ緊急ノ事業ニアラザルカ敢テ其會
議ノ意見ヲ問フ

二

一 地方工業試験所國庫補助法制定ノ件

工業ノ發達ヲ圖ラムト欲セハ學術的試験ヲ要スルヤ論ヲ俟タ
ス蓋シ本邦ノ工業タル概ネ舊慣遺法ニ依リテ今日ヲ致セルモ
ノニシテ其ノ規模未タ大ナラス其ノ操作未タ完カラサルノ憾
アリ而シテ之ヲ改進スルノ策學理ヲ應用シタル技術的試験ヲ
施行スルヨリ急ナルハナシ故ニ中央ニ於テ工業試験所ヲ設立
シテ諸般ノ試験ヲ施行スルト同時ニ重要工産物ノ生産地ニ在
テハ各地特別ノ事情ニ應シ稍々低度ノ試験ヲ施行スル所ノ機
關ヲ設立シ彼此相待ツテ一國工業ノ基礎ヲ鞏固ニシ物産改善
ノ實蹟ヲ舉ケシメントス然ルニ其ノ經費ニ至リテハ地方若ハ
組合等ノ能ク堪フル所ニアラサルヲ以テ年々國庫ヨリ其ノ幾
分ヲ補助シ依テ以テ試験所ノ設立ヲ助成スルノ必要ナキカ因
テ之ニ關スル法案ヲ添ヘテ之ヲ諮詢ス

一

一 地方工業試験所費國庫補助法案

第一條 工業ノ發達ヲ獎勵スル爲ニ國庫ハ毎年度金拾萬圓ヲ支出シテ地方工業試験所ノ費用ヲ補助スヘシ

第二條 公立ノ地方工業試験所若ハ主務官廳ノ認可ヲ經タル組合ニ於テ設立シタル工業試験所ニシテ工業上ニ効益アリト認ムルトキハ農商務大臣ハ其ノ試験所ニ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第三條 補助ヲ受クヘキ地方工業試験所ハ農商務大臣ノ認可シタル設計及規則ニ依リ且同大臣ノ認可シタル管理者及試験擔當者ヲ備フルモノニ限ル

前項ノ設計、規則、管理者及試験擔當者ヲ變更セムトスルトキハ更ニ農商務大臣ノ認可ヲ受クルヲ要ス

第四條 地方工業試験所ニ交付スヘキ補助金ハ設立者ノ負擔額ト同額以內トス

第五條 農商務大臣ハ地方工業試験所ニ特ニ目的ヲ指定シテ
試験ヲ命スルコトヲ得

前項ノ試験ニシテ特ニ費用ヲ要スルトキハ農商務大臣ハ第
一條ニ掲クル金額中ヨリ之ヲ補充スルコトヲ得

第六條 補助ヲ受クル地方工業試験所ニ於テ臨時ノ必要ニ依
リ多額ノ費用ヲ要スル特別試験ヲ施行セムトスルトキハ農
商務大臣ニ臨時特別補助ヲ申請スルコトヲ得

農商務大臣ハ前項ノ申請ニ付其ノ試験ノ目的方法ヲ審査シ
効益アリト認ムルトキハ第一條ノ金額中ヨリ臨時特別補助
金ヲ給與スルコトヲ得但其ノ金額ハ第四條ノ規定ニ依ル

第七條 補助ヲ受クル地方工業試験所ノ設立者ハ補助年期間
其ノ試験所ノ經費ヲ繼續支出スルノ義務アルモノトス

第八條 補助ヲ受クル地方工業試験所ハ其ノ試験成績ヲ農商
務大臣ニ報告スヘシ

第九條 補助金ノ交付ハ五箇年ヲ以テ一期トス滿期ノ後必要

ニ依リ尙之ヲ繼續スルコトヲ得

農商務大臣ハ左記ノ場合ニ於テ補助年期間ト雖其ノ補助ヲ
廢止若ハ停止スルコトヲ得

一 試験所ノ管理及試験ノ方法不適當ナリト認メタルトキ

二 第三條ノ設計規則ニ違背シタルトキ又ハ同條第二項ノ
規定ニ違背シタルトキ

三 第五條第一項ノ命令ニ背キタルカ第六條ノ義務ヲ盡ス
コト能ハサルカ又ハ第七條ノ報告ヲ怠リタルトキ

附 則

第十條 本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

一 土地整理法制定ノ件

本邦ノ耕地ハ其境界頗ル錯雜ニシテ畦畔道路溝渠等ノ區劃當
ヲ得サルモノ甚々多シ今是等耕地ヲ適當ニ分合配置シ其區劃
ヲ變シ道路溝渠等ヲ整理スルトキハ耕地ノ面積ニ於テ利スル
所少カラサルノミナラス灌水運搬等ノ便ヲモ併収スルコトヲ
得ヘシト雖此ノ如キ事業ハ土地所有者多數ノ共同ヲ要シ之ヲ
地主各自ノ自由ニ任スルトキハ其ノ共同一致ヲ得ルコト甚々
難キヲ以テ法律ヲ以テ多數ノ同意者アルトキハ他ノ一部少數
者ヲ強制シテ其ノ事業ニ加ハラシムルノ規定ヲ設ケ又其方法
順序ニ付一定ノ規矩ヲ與ヘントス其ノ可否如何

一 第五回内國勸業博覽會之件

來ル三十二年ニ開設スヘキ第五回内國勸業博覽會ハ其開期佛
國萬國博覽會ト甚々近接セルヲ以テ勢之ヲ延期シ來ル三十五
年頃ニ於テ之ヲ開設スルヲ可トスヘシ果シテ然ラハ時恰モベ
ルリ提督渡來後第五十年ニ當リ且該會ハ戰後始ノテ開設セラ
ルヘキ所ノモノニシテ又改正條約實施ニ就キ歐米各國ト對等
ノ地位ニ立ツノ日ニ在ルヘキカ故ニ其關係ノ重大ナル固ヨリ
前回ノ比ニアラス一層其規模ヲ大ニシ本邦ノ地位ニ適應セシ
ムヘキノ必要アルヲ以テ該會中ノ美術工藝部ニ限り特ニ廣ク
外國ノ出品ヲ求メテ一部萬國博覽會ノ性質ヲ具ヘシメントス
ルノ議ヲ建ツルモノアリ蓋シ美術工藝品ハ本邦工業ノ一大部
ヲ占ムルモノニシテ往々海外各國ノ稱賛ヲ博シ優ニ之レト競
爭スルヲ得ヘキモノアリ今此部ニ於テ外國ノ出品ヲ求メ幸ニ
廣ク海外各國ノ工藝品ヲ集ムルコトヲ得ハ以テ本邦人ヲ刺激

シテ益々我長所ヲ鍊磨セシムルノ便トナルノミナラス又之レ
カ爲メ坐ナカラ各國ノ美術工藝ヲ研究スルノ好機ヲ得ヘキニ
依リ戰捷後及ヒ改正條約實施後ノ施設上此等ノ舉アルハ頗ル
可ナルニ似タリ然ルニ又之ト趣ヲ異ニシ本邦ニ最モ密接ノ關
係アル近隣ノ諸國ニ限リ各部ヲ通シテ參同ヲ求ムルヲ可トス
ルノ議アリ是レ元ト萬國博覽會ヲ開設スルノ志望ヲ有スト雖
之ヲ外國ノ前例ニ照シ萬國博覽會ノ失敗ニ終ランコトヲ慮リ
先ツ其企劃ヲ狹小ニシ邇キヨリ始メントスルノ意ニ外ナラス
今此等ノ說ニ付其可否如何ヲ問フ

一 清國新開市場日本居留地ノ利用ヲ完フスルニ付必要ナル施
設如何

一 清國新開市場日本居留地ノ利用ヲ完フスルニ付必要ナル施
設如何

清國新開港場ニ於テ本邦ノ得タル所ノ居留地ハ本邦商人ノ之
ヲ利用シテ店舗ヲ其ノ地ニ開ク者甚々稀少ナリ蓋シ未タ通商
關係ノ親密ナラサルニ出ツト雖斯ノ如キハ甚々遺憾トスヘキ
所ニシテ細カニ其ノ原因ヲ究メ本邦人ヲシテ充分居留地ヲ利
用セシムルノ途ヲ啓クヲ必要トス因テ此ノ目的ヲ達スルカ爲
政府ニ於テ施設スヘキ事業如何ヲ諮詢ス

農商工業ニ關スル統計ノ整理ニ關スル件

農商工業ニ關スル統計ノ整理ニ關スル件

一 農商工業ニ關スル統計ノ整理ニ關スル件

農商工業ノ盛衰消長ヲ徵スルニ付最モ必要ナルモノハ統計ナ
リ從來本省ニ於テハ農商工業ニ關シ一定ノ事項ヲ定メ年々地
方應ヲ通シテ其統計ヲ徵集シ蒐メテ印刷ニ附シ之ヲ公行セリ
然ルニ統計材料ノ蒐集ハ頗ル困難ノ事業ニシテ往々計數ニ誤
謬ヲ存スルヲ免レサルハ甚遺憾トス加旃年々統計ヲ徵スル所
ノ事項モ亦經濟ノ進歩ト共ニ増補改訂ヲ要スルハ勿論トス依
テ茲ニ本會議ニ於テ從來ノ統計事項ニ付増補改訂スヘキ點及
統計材料ノ蒐集ニ付適當ノ方法ヲ講究センコトヲ望ム

海外移民ニ對スル方針如何

一 海外移民ニ對スル方針如何

海外ニ殖民地ヲ設クルコトハ英國最モ成效シ佛獨亦攷々トシテ之ニ倣ハムトセリ本邦ニ於テモ從來布哇西比利亞墨西哥等ニ向テ多少勞力者ノ出稼又ハ移住スルモノアリ今之ヲ本邦ノ事情ニ照シ海外移民ノコトハ本邦ノ經濟ニ如何ノ關係ヲ有スルヤ從テ政府ニ於テ將來是等移民ニ對シ如何ナル方針ヲ執ルヘキヤ等ノ問題ハ豫メ充分ノ講究ヲ遂クルノ必要ヲ認メ茲ニ之ヲ諮詢ス

